

こども医療費の手続き

故人がこども医療費の支給対象児童であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

- 申請事項変更(受給資格喪失)届の提出
- こども医療費助成金受給資格者証

受付窓口

こども支援課1階⑥ ☎271-1111(内線155)

期限

速やかに

その他

未申請の医療費がある場合は、申請を忘れないようご注意ください。

故人がこども医療費の受給者であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

- 児童の保険証が変わる場合**
- 申請事項変更(受給資格喪失)届の提出
 - 児童の新しい保険証
- 医療費の振込先を変更する場合**
- 申請事項変更(受給資格喪失)届の提出
 - 新しい振込先の通帳等

受付窓口

こども支援課1階⑥ ☎271-1111(内線155)

期限

速やかに

その他

配偶者等が「ひとり親家庭等医療費」等を受給できる場合があります。詳しくはこども支援課でご確認ください。

就学援助の手続き

小・中学校の児童生徒の保護者が亡くなられたことにより、経済的な理由から就学が困難と認められる場合は、就学に必要な費用の一部が援助されます。

手続き・持ち物

- 就学援助の申請
- 来庁する人の本人確認書類(運転免許証等)
- 振込先の通帳等

受付窓口

学校教育課5階 ☎271-1111(内線525)

期限

速やかに

その他

所得等による審査があります。

各種障害者手帳の返納

故人が次のいずれかの手帳を所持していた場合、手帳を返納してください。

- 身体障害者手帳 ●療育手帳 ●精神障害者保健福祉手帳

持ち物

- 所持されている手帳

受付窓口

障害者福祉課1階① ☎271-1111(内線113、115)

期限

速やかに

※保険金請求手続きや相続等手続き完了後返納してください。

※福祉タクシー利用助成券、レスパイトサービス利用助成券、つるバス・つるワゴン特別乗車証をお持ちだった場合、返納してください。

重度心身障害者医療費助成制度の手続き

故人が重度心身障害者医療費助成制度の受給者であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

- 受給者証の返却
 重度心身障害者医療費受給者証
●重度心身障害者医療費の振込先口座の変更
 相続人の通帳等

受付窓口

障害者福祉課1階① ☎271-1111(内線115)

期限

速やかに

その他

未申請の医療費がありましたら、相続人により申請することが可能です。

自立支援医療受給者証の返納

故人が自立支援受給者証(更生・育成・精神通院)を交付されていた場合、受給者証を返納してください。

持ち物

- 故人の自立支援医療受給者証

受付窓口

障害者福祉課1階① ☎271-1111(内線113)

期限

速やかに

特別障害者手当等の手続き

故人がいずれかの手当を受給していた場合、次の手続きをしてください。

- 特別障害者手当
- 障害児福祉手当
- 経過的措置福祉手当

手続き

- 資格喪失届の提出

受付窓口

障害者福祉課1階⑪ ☎271-1111(内線115)

期限

速やかに

特別児童扶養手当の手続き

故人が特別児童扶養手当の支給対象児童であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

支給対象児童が1人の場合

- 資格喪失届の提出

証書

支給対象児童が複数の場合

- 額改定(減)届の提出

証書 相続人の通帳等

受付窓口

障害者福祉課1階⑪ ☎271-1111(内線115)

期限

速やかに

故人が特別児童扶養手当の受給資格者であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

- 未支払手当請求書の提出

- 認定請求書の提出

※手続きの該当の有無及び持ち物については受付窓口にお問い合わせください。

受付窓口

障害者福祉課1階⑪ ☎271-1111(内線115)

期限

亡くなった日の翌日から15日以内

各種障害福祉サービス受給者証の返納

故人が次のいずれかのサービスを受けていた場合、受給者証を返納してください。

- 居宅介護、生活介護等のサービス
- 就労継続支援(A・B)等のサービス
- 児童発達支援・放課後等デイサービス
- 移動支援・日中一時支援

持ち物

所持されている受給者証

受付窓口

障害者福祉課1階⑪ ☎271-1111(内線113)

期限

速やかに

犬の手続き

故人が犬を飼っていた場合、飼い主変更の手続きをしてください。

手続き

●犬の登録事項変更届の提出(電子申請のほか、郵送またはFAX可)

受付窓口

生活環境課2階 ☎271-1111(内線213)

期限

30日以内

農地の手続き

故人が農地を所有していた場合、相続で新たに所有者になられた方の届出をしてください。

持ち物

相続人の本人確認書類
 相続をしたことが分かる書類の写し(登記完了後の土地登記事項証明書 等)
※来庁者が相続人と違う世帯の場合は委任状が必要になります。

受付窓口

農業委員会事務局2階 ☎271-1111(内線223)

期限

権利を取得したことを知った時点からおおむね10か月以内

森林の手続き

故人が地域森林計画の対象区域に森林を所有していた場合、相続で新たに所有者になられた方の届出をしてください。

※所有する森林が地域森林計画の対象区域内であるかどうかは産業振興課にお問い合わせください。

持ち物

相続人の本人確認書類 森林の土地の所有者届出書
 登記事項証明書 土地の位置を示す図面
 遺産分割協議書(必要がある場合のみ)
※来庁者が相続人と違う世帯の場合は委任状が必要になります。

受付窓口

産業振興課2階 ☎271-1111(内線234)

期限

90日以内

パスポートの返納

故人がパスポートを持っていた場合、返納の手続きをしてください。

持ち物

パスポート
 死亡の事実を確認できる資料(戸籍謄本、死亡診断書、埋火葬許可証 等)

受付窓口

若葉駅前出張所(パスポートコーナー) ☎272-5622

期限

速やかに

除籍になった戸籍の交付等について

●戸籍謄本などの戸籍証明

故人の本籍が鶴ヶ島市にある場合

除籍になった戸籍が出来上がるまで、死亡届を受理した日から約1週間かかります。

故人の本籍が鶴ヶ島市以外にある場合

除籍になった戸籍が出来上がるまで、死亡届を受理した日から約10日～2週間かかります。

すぐに本籍地の市区町村に請求されても、戸籍ができていない場合がありますのでご注意ください。死亡届後10日くらい過ぎてから、本籍地の市区町村にお問い合わせの上請求してください。

※除票になった住民票は故人の住所が鶴ヶ島市にある場合、原則死亡届を受理した翌日から交付できます(住所地以外で死亡届を提出した場合は約1週間かかります)。

※戸籍・住民票を請求される際、戸籍謄本などで親族関係を確認させていただく場合があります。

●死亡届書の記載事項証明書

遺族基礎年金・遺族厚生年金や郵便局の簡易保険などを請求するために、必要となる場合のみ交付します(死亡診断書の写し、戸籍謄本や住民票などで請求できる場合は交付できません)。あらかじめ請求先にご確認ください。

※死亡届の提出前に届書のコピーを取られることをおすすめします。

請求できる人は、死亡届の届出人、死亡者の親族などで、かつ、対象の保険若しくは年金の請求者(受取人)です。

持ち物

- 簡易保険証書・遺族年金請求等、受取人であることが確認できるもの
- 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)

※故人との関係を確認する戸籍証明等が必要になることがあります。

※鶴ヶ島市では、当市に本籍がある方の届書は受理日の翌月中旬まで、本籍が当市以外の方の届書は約1年間、市役所で保管しています。保管期間経過後は、本籍の管轄法務局でのご請求となります。

相続登記について

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなられた場合に、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。すぐに相続登記をした場合、不動産についての権利義務関係が明確になり、相続した不動産を売却しようとしたときに、すぐに売却の手続きをすることができますし、担保に入れて住宅ローンを組むことができます。

相続登記をしないでくと…

- すぐに不動産を売却したいが、他の法定相続人と連絡がとれず、売買契約ができない。
- 法定相続人が更に亡くなり、いわゆる2次3次の相続が発生してしまい、手続きに膨大な時間と費用がかかってしまった。
- 相続登記がされていないため不動産の所有者と連絡が取れず、震災等の災害による復旧事業(放置された空き家に関する交渉)ができない。

このようなトラブルを未然に防ぐためにも早めの登記をお勧めします。

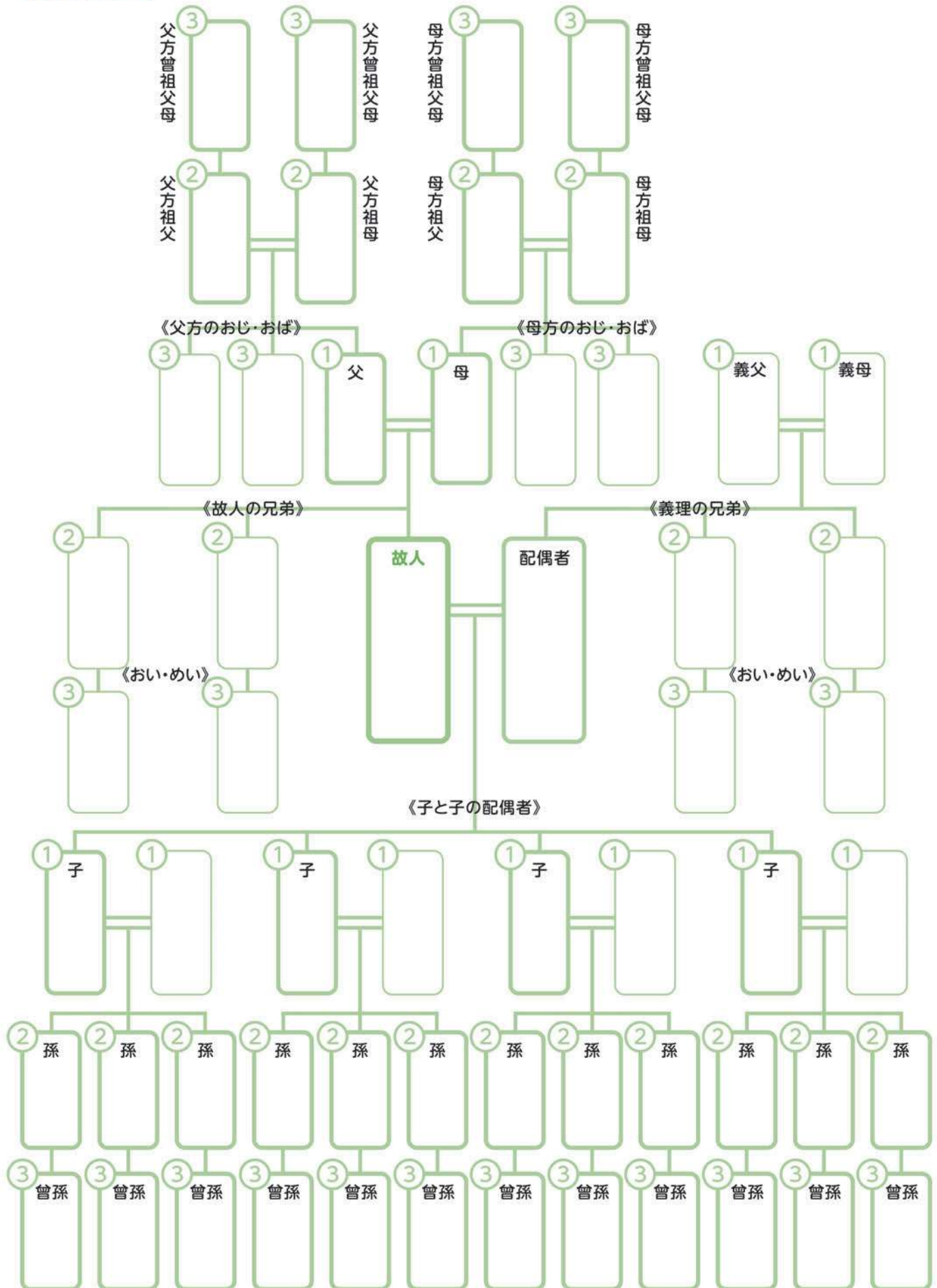
法務省ホームページ「未来につなぐ相続登記」を加工して掲載

相続手続きについての お問い合わせは

- さいたま地方法務局 坂戸出張所
坂戸市千代田1丁目2番9号 ☎049-281-0342(自動音声)
- 埼玉司法書士会・総合相談センター
☎048-838-7472(予約専用)

家系図

※数字は親等数



施設案内

鶴ヶ島市役所

所在地

鶴ヶ島市大字三ツ木16番地1

電話

049-271-1111(代表)

HP

<https://www.city.tsurugashima.lg.jp/>

開庁時間

月～金曜日…8:30～17:15(祝日、休日、年末年始を除く)

土曜日…8:30～12:00(下記の開庁課のみ。祝日、休日、年末年始を除く)

※土曜日の開庁課:市民課、税務課、収納課、保険年金課、こども支援課。
(ただし、一部業務を除く)

若葉駅前出張所(パスポートコーナー)

所在地

鶴ヶ島市富士見一丁目2番1号(ワカバウォーク西棟1階)

電話

049-272-5611(若葉駅前出張所)

049-272-5622(パスポートコーナー)

開庁時間

月～金曜日…9:00～17:30

(パスポートコーナーは16:30まで。祝日、休日、年末年始を除く)

木曜日…9:00～21:00(パスポート申請除く。祝日、休日、年末年始を除く)

※パスポートの取扱い曜日・時間など詳細は、鶴ヶ島市役所ホームページ等でご確認ください。

本人確認について

手続きの際、手続きされる方の本人確認を行っています。来庁の際は、本人確認できる書類をお持ちください。

①顔写真付きの公的な身分証明書

- 運転免許証 ●マイナンバーカード ●パスポート ●障害者手帳 ●療育手帳
- 在留カード ●特別永住者証明書 ●顔写真付き住民基本台帳カードなど

②顔写真付きの身分証明書がない場合は、次のものを2点以上お持ちください。

- 健康保険証 ●介護保険証 ●後期高齢者医療被保険者証
- 年金基礎番号通知書(年金手帳) ●学生証など

※マイナンバーの通知カード(通知書)は本人確認書類ではありません。

このようなご心配はございませんか？

この度はお悔やみ申し上げます。



ご葬儀・火葬後・四十九日までの流れ

現在一般的に四十九日法要を境にご遺骨を埋葬します。そのため四十九日までに本位牌・仏壇・戒名彫刻・納骨依頼が必要となります。

お墓をお持ちの方

(寺院・霊園によっては施工できない場合がありますので、ご注意ください。)

戒名彫刻・納骨を 石材店へ依頼

※他社にて建立された方、または過去に他社で建立したけど会社が存在しない方も、ご対応可能です。



本位牌の準備

※当社はお位牌購入から彫刻まで一貫して行いますので、価格は抑えられます。ぜひご相談ください。



お墓の土地はあるけど墓石ができていない方

お見積り無料

先祖代々の お墓をお持ちの方

法要で親族がお墓に集まる前に、お墓が傾いているなど気になることがあればリフォーム、またはプチリフォームのご相談ください。

お墓をお持ちでない方

今後のお墓のご相談(無料)

の民間
ご霊園

の寺院
ご墓地

今はお墓を持たない、永代供養墓・納骨堂・樹木葬を求めている方も増えています。

お墓の新規工事・リフォーム工事は相見積りすることをおススメいたします。(高額な為です。)

地元で近くの石材店だから安心。上記のご対応は全ておまかせください。

株式会社 もとだ **元田石材**

TEL.0493-34-4532
FAX.0493-34-4536



〒355-0047 埼玉県東松山市大字高坂808

ホームページ [元田石材](#) 検索 [QRコード](#) からでもご覧になれます▲

つなぐ。 答えへ。 未来へ。

川越エリアの不動産のことなら
東急リバブル川越センターへ。

相続 売却

相続でもめる原因としては、相続財産の中で不動産の占める割合が多いというのが理由の1つです。不動産は売却しない限り、均等に分けにくいいため不公平が生じトラブルの原因となりかねません。

相続における様々な問題を
東急リバブルなら
スピーディに解決します。



TEL ▶ 0120-153-109

WEB ▶



SHOP ▶ 〒350-1123
埼玉県川越市脇田本町1-3
グランベル川越ビル2階



つなぐ。答えへ。未来へ。



東急リバブル 川越センター

TEL:049-246-4551 FAX:049-246-4554 E-mail:kawagoe@ma.livable.jp

国土交通大臣(12)第2611号(一社)不動産流通経営協会会員(一社)不動産協会会員(公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟